

令和6年12月11日

事務局より別途提出をお願いする書類の例について

島根県商工労働部中小企業課  
 公益財団法人しまね産業振興財団  
 島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、確実な間接補助事業実施を確認させていただくため、間接補助事業の手引き P.4 に記載のとおり、実績報告後、島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局より追加書類の提出を求める場合があります。(実績報告書提出時に添付を推奨)

特に、廃棄を証明する書類として、下記の書類を求める場合がありますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

○留意事項

- ・ 請求書等に既存設備を処分したことが分かる記載がある場合（廃棄料、処分費、1円以上の下取り価格が記載されている等）、下記の書類の提出が免除される場合があります。
- ・ 念書については、別紙の任意様式を参考に徴取してください。
- ・ 下記によりがたい場合は個別に判断しますので、事務局へご相談ください。

また、下記の書類をご提出いただいた場合でも、ヒアリングや追加書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

更新設備	提出を求める書類の例
車両	①請求書等に「下取り価格」等、所有していないことが確認できる記載がない場合は、下記の書類を提出 ・ 譲渡証明書の写し ・ 廃車証明書の写し ・ 売買契約書の写し など
	②公募要領を踏まえ、提出を求める書類等 黒ナンバー及び緑ナンバーを付けた事業用の自動車 → 「事業用」と記載がある車検証の写し 運輸局に提出する変更届の写し（タクシー事業）  自動車運転代行業の随伴用自動車 → 認定番号等が車両の両側面で読み取れる写真

	<p>ダンプ表示番号（ダンプナンバー）を付けたダンプトラック          → 備考欄に登録事項の記載がある車検証の写し          産業廃棄物収集運搬業許可を登録する車両          → 納車から10日以内に県廃棄物対策課または管轄の保健所に          変更届を提出する際、その控を事業者が要求すれば送付されるの          で、その写しを提出          など</p>
<p>重機</p>	<p>請求書等に「下取り価格」等、所有していないことが確認できる記載          がない場合は、下記の書類を提出          ・譲渡証明書の写し          ・売買契約書の写し          ・処分（引取）業者が作成した念書 など</p>
<p>その他の機器          （車両、重機、エ          アコン、LED、冷蔵          庫・冷凍庫等厨房          機器以外）</p>	<p>○施工業者が設備を廃棄した時          ・施工業者等が作成した廃棄した旨の念書を提出          ○間接補助事業者が自身で廃棄した場合          ・売買契約書の写し          ・処分（引取）業者が作成した念書          ・マニフェストの写し など          ※処分内容（機器、数量）及び処分方法（間接補助事業者が事業に供          することができない状況になる内容）が明確に分かる書類</p>